

EGSの自由化交渉に関する一考察：環境物品を中心に

日野，道啓

<https://doi.org/10.15017/3000360>

出版情報：経済論究. 120, pp.149-164, 2004-11-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

EGSの自由化交渉に関する一考察

～環境物品を中心に

日 野 道 啓*

1. はじめに

本稿では、ドーハ閣僚宣言(Doha Ministerial Declaration : DMD) のパラグラフ (以下、パラと記す) 31の③において、貿易と環境の相互支持性を高める観点から交渉が宣言された、環境物品およびサービスの自由化交渉について考察する。

EGSの自由化は、各国の当該物品およびサービスへの市場アクセスを容易にし、環境に関する技術水準、また資源管理能力が芳しくないと思われる途上国を含めたグローバルな範囲で高水準の技術の普及をうながし、環境問題に対する革新的な解決策や発展方法を刺激するものとして期待される (UNCTAD [2004] p.33)。そして以上の結果として、自由貿易の進展が世界大での環境破壊を招くという懸念を和らげ、自由貿易と環境便益の両立というwin-winの結果を導くものであると考えられている¹⁾。

さて、現状の世界貿易機構 (World Trade Organization : WTO) におけるEGSの交渉の取組みは、環境物品と環境サービスに分かれて行なわれている。環境物品は、貿易と環境に関する委員会 (Committee on Trade and Environment : CTE) の支持のもと、非農産品市場

アクセス交渉 (Non-Agricultural Market Access Negotiating Group : NAMA) でなされている。また、環境サービスは、サービス貿易理事会の特別会合 (Council on Trade in Service Special Session : CTSSS) にて行なわれる。そして、貿易と環境委員会特別会合 (Committee on Trade and Environment in Special Session : CTESS) では、環境物品のコンセプトの明確化に関しての役割が期待されている。

さて、この交渉の進捗度合いであるが、現時点まででは、おもだった成果と呼べるものはまだなにもないに等しい。そもそも交渉の進める上で大きな足かせとなっているのが、WTOにおいて環境物品の定義およびその分類が存在しない点である。すでに述べたように現在CTESSにおいて、環境物品に関してのコンセプトの明確化の作業が進行中であるが、建設的な結果は報告されていない。

ところで、このEGSの定義および分類の作成は、難航することが予想される。なぜなら、まず“環境”という事象を対象としているため、定義および分類を一義的に定めることが本質的に困難であると思われるからである²⁾。また当然、EGSの定義および分類は、自由化交渉の対象となる物品を定めるものであるから、どのようにEGSの定義および分類を定めるかによっ

* ec304012@cse.ec.kyushu-u.ac.jp

本稿の執筆にあたり、OECDのMr. Ronald P. Steenblikと日本貿易振興会の岡本次郎氏に貴重なご意見をいただいた。記して感謝の意を表明したい。

1) また、とくに環境サービスの自由化に関して、環境サービスの自由貿易は、環境保護と経済発展を促進するために不利益を被るもののない勝者だけの世界を導く可能性があるとの指摘もある (OECD [2000])。

て、EGSの自由化がもたらす結果は異なってくる。たとえば、EGSの定義および分類の制限は、win-winの範囲を狭める懸念がある(Araya [2003]p.1)。またその一方でEGSの広範な定義および分類は、環境への便益をもたらさない物品を包摂してしまうリスクがある(Chaytor [2003]pp.1-2 para.3)。このようにEGSの定義および分類の策定は、非常にセンシティブな問題で、かつ、非常に困難な課題である。

さて本小論では、このEGSの自由化交渉のなかでも、とくに環境物品に関する交渉に焦点をあて³⁾、自由化交渉のための材料を提供する経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)のリストとアジア・太平洋経済協力会議(Asia Pacific Economic Cooperation: APEC)のリストの比較を通じて、まだ一般的に馴染みの薄い環境物品の概説を行いながら、現状における環境物品の自由化交渉における各国の提案を内在的に分析することで、現時点までの環境物品の交渉の性格と問題点について考察する。

ただし、現状においてEGSの自由化交渉は、上述のとおりまだ途に付いたばかりである。したがって、明確な結論が出ているわけではない。しかし、たとえそうであったとしても、現時点までの取組みについて考察することは十分な意義があろう。その理由のまず一点は、WTO研究の一環としての意味合いである。WTOは、前身である関税および貿易に関する一般協定(Gen-

eral Agreement on Tariff and Trade: GATT)時代から物品の貿易の自由化を推進する組織として機能してきた。しかし、WTOでは、GATT1994にくわえて、サービス貿易、知的財産権の新たな二分野が付加された。

さて、ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda: DDA)では、環境が交渉項目に入り、また、新ラウンド立ち上げ前には、労働基準や人権なども取り上げるように主張された。これらの事項は、もはや貿易自由化という「市場アクセス(market access)」を志向するものではないことは明らかである。むしろその取組みは、たとえば知的財産権などのように「市場アクセス」を制限することにもなりかねない「貿易歪曲防止」(小寺[2003] p.13)を含む、貿易とは異なる「非貿易的関心事項(non-trade concerns)」と呼ばれるものである。このようにWTOは、「市場アクセス」規制と並んで「貿易歪曲防止」規制がその体制にすでに組み込まれている以上、「市場アクセス」という統一的な視角から貿易関係の規律を行なっているのではない(小寺[2003] p.13)。

非貿易的関心事項として近年注目されたものの一つに環境があげられるが、WTOにおいて「貿易と環境」として交渉開始が決定したのは、

3) その理由は、既述のとおり両者がWTOにおいて、別々のテーブルで交渉されていることに対応させるためである。しかし、両者の関係については、慎重な考察が必要とされよう。つまり、そもそも両者の関係は別々のテーブルにて交渉が行なえるような区分関係にあるかどうか、という点である。たとえば、国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) [2004]では、両者は切り離して考えられないものであり、両者の包括的把握を奨励している(p.54)。また、OECD [2001]でも、両者はそもそも交換可能な関係であると述べられている(p.27)。また、主としてOECDの分析において用いられる環境関連産業(environmental industry)という視点も、この考え方を反映したものである(UNCTAD [2004] p.34)。

DMDでは、両者の関係を明確に示していないが、両者の関係については、今後慎重な議論が待たれる。

2) 環境という空間の性質についての詳しい議論はまた改めて行なう。ここでは、環境とはフランス語のmilieuに由来し(渡辺[1977]pp.10-11)、もともと「或るものを中心にして、それを取り囲んでいるもの」を意味し、環境は「或る中心」という「主体」と「或る中心と何らかの仕方に関係した自然」という「周囲」によって成り立ち、したがって「主体」の「周囲」に対する決して一様ではない、多様な関係によって成立している、という指摘に留めておく。

DMDのパラ31-33である。このように、EGSの自由化交渉の研究とは、「市場アクセス」のみを標榜する組織ではないWTOの複雑な構造とその役割についての考察の一材料となるのである。

第二点目は、現時点までの取組みの性格を明らかにし、もしも現行の取組みの問題点が明らかにされ、それを指摘することができたならば、その作業は、今後の交渉の進展ひいては交渉の結果をwin-winに近づけるための重要な手続きとなりえるからである。この研究は、交渉の望ましい結果を導くための手掛かりとなりえることに違いない。

2. 環境物品とはなにか

—OECD・APECリストの比較を通じて

さて、そもそも環境物品とは、いかなるものだろうか。現状のWTOにおいて、確定された環境物品の定義および分類は存在しない。環境物品とは端的にいうと、環境によりよい物品の総称である。UNCTAD [2003]によると、環境物品とは、とくに環境問題に対処するために使用される設備、材料、技術、または他の同様の製品と比較して、環境に及ぼす影響が相対的に害のない環境上望ましい製品⁴⁾として一般的に理解されると述べられている (p.5)。

さて、WTOにおいて環境物品の議論をおこなわれる以前に、OECDとAPECでは包括的な取組みがなされ、双方において環境物品のリストが作成されている。この両案は、現状のWTOの交渉において環境物品の定義および分類合意のためのたたき台役を演じている。

本章では、WTOの取組み以前に包括的な取組みの結果作成されたOECDリストとAPECリストがなぜ、現状のWTO交渉においてたたき

台役しか演じることができないのかという疑問を念頭に置きながら、次章で考察する環境物品の自由化交渉に関する各国の提案をより良く理解するために、両リストの環境物品の定義と作成意図を確認した後、両者を比較する。

2-1 OECDリストの定義と作成意図

まずOECDリスト作成の取組みからみてゆこう。OECDでは、当初、環境政策と産業の競争力の研究の関心から、現状分析を行なうために環境関連産業の範囲を示す必要性に迫られ、環境関連産業の定義の模索が試みられた (WTO [2003a] pp.5-6 paras.10-11)。OECDが初めて環境関連産業への考察を行なったOECD [1992]では、環境関連産業の市場の発展と環境政策の役割について考察がなされ、OECD [1996]では、欧州委員会統計局 (Statistical Office of the European Communities : Eurostat) との共同で環境関連産業に関する当座の定義と分類について合意を得た。その後もOECDとEurostatとの間で環境関連産業の定義と分類についての模索が試みられ、その結果、OECD/Eurostat [1999] において最終リストが発表された⁵⁾。

4) このような産品をUNCTADでは、環境上望ましい産品 (environmentally preferable product : EPP) として定義している。UNCTADでは、WTOで環境物品の交渉が始まるかなり以前からEPPについて研究を行っていた。そのEPPとは、「同様の目的をもつ代替品よりも、産品のライフサイクルの各ステージにおいて環境に対してあまり深刻な害を及ぼさない産品、または環境保全に著しく貢献する販売と生産という特質をもつ産品」(UNCTAD [1995] pp.5-7) と定義される。このようにEPPには、生産段階のみならず流通、消費、廃棄などの各段階における環境影響を考慮するライフサイクルアプローチ (life cycle approach : LCA) の考え方が反映されている。LCAには産品関連生産方法 (Production Processes and methods: PPM) と産品非関連PPM (両概念について詳しくは本稿の注18参照) の両方の概念が含まれる (岩田 [2000] p.142)。ただし、次章でみるように環境物品の基準としてLCAや産品非関連PPMを採用することについての各国の反応は冷ややかである。

このリストこそが、現在、WTOにおいてOECDリストとして受け入れられているものである。

OECDリストは、A. 汚染管理 (pollution management), B. 洗浄技術および製品 (cleaner technologies and products), C. 資源管理グループ (resource management group) の三つの大きなカテゴリーによって構成される。それぞれのカテゴリーは、汚染管理では、環境への効果を主目的として供給される物品およびサービス、洗浄技術および製品では、しばしば環境への負荷を軽減するものとして供給されないが、環境負荷削減の効果をもつ物品およびサービス、そして資源管理グループでは、環境保護を主目的としていないが、環境保護の効果をもつものとして、位置づけられる (OECD/Eurostat [1999] p.11)。

OECDでは、環境物品と環境サービスを区分する考え方はないことはすでに述べた (詳しくは、本稿の注3参照)。そのOECDによる環境物品の定義は、「資源使用と汚染を最小化し、環境リスクを減少させるサービス、製品そしてクリーンな技術を含みエコシステム、騒音、廃棄物と関連する問題や、水、大気および土壌への環境被害を修正するか、最小限にするか、制限するか、防止するか、または測定するための物品とサービスを生産する活動として定義される環境関連産業」(OECD/Eurostat [1999] p.9) に含まれる物品として定義される (OECD [2004] p.6 para.7)。

2-2 APECリストの定義と作成意図

続いて、APECの取組みをみてゆこう。APEC

では、EGSの自由化は、カナダ・日本・台湾・アメリカの四エコノミーの提案により1997年から進められ、早期自主的分野別自由化 (Early Voluntary Sectoral Liberalization: EVSL) の優先9分野⁶⁾のなかの1分野として取扱われた。しかし、その後事実上EVSLは失敗し⁷⁾、1998年11月にクアラルンプールで開かれたAPEC閣僚会議において、優先9分野の協議は、WTO次期ラウンドへと先送りされることになった。そして翌年の1999年ニュージーランドにて、優先9分野に関する自由化提案はWTOへ提出された。このニュージーランドによって、WTOに提出された環境物品のリストは、1998年9月のクアタンの行なわれた高級事務者会合で作成されたことから「クアタンリスト」として知られる。(WTO[2003a]p.8 para.22)⁸⁾。この「クアタンリスト」こそが、現在WTOにおいてAPECリストとして流通しているものである。

さて、この「クアタンリスト」は、どのような方法で作成されたのであろうか。まず定義に関しては、先にあげたOECDの定義にもとづいている (WTO [1999a] p.7 para. 28)⁹⁾。また具体的な品目については、各国が、主として“環境的”であると考えられる品目を国際統一商品分類 (Harmonized Commodity Coding and Description System: HS) の6桁分類と、HS 6桁分類を超えて各国が裁量で設けることができる分類 (ex-heading: ex) を用いてノミネー

- 6) 環境物品およびサービス以外の残りの優先分野は、エネルギー・水産物・玩具・林産物・貴金属及び宝石・医療機器・化学品・電子通信端末機器認証手続である。
- 7) EVSLの協議失敗の原因分析については、岡本編 [2001] が詳しい。
- 8) APECリストの具体的な内容は、WTO [1999a] pp. 11-19, またはWTO [2002a] pp.2-10を参照。
- 9) その他の環境物品の定義として、UNCTADでは、環境物品を①環境サービスを届けるために不可欠な物品、たとえば、廃水処理や廃棄物管理、②EPP (UNCTAD [2004] p.35) として定義している (EPPについては、本稿の注4参照)。

5) OECDリストの具体的な内容はOECD/Eurostat [1999] pp.39-44, またはWTO [2002a] pp.11-17を参照。

トし、策定した¹⁰⁾。したがって、APECリストには、各国独自のexが反映されたものとなっている。

以上から、OECDリスト・APECリストの作成意図をまとめると、OECDリストは、分析をおこなうために環境関連産業の範囲を示す作業から作られることになったのに対して、APECリストは、全ての参加エコノミーのコンセンサスを得たわけではないが、貿易自由化イニシアティブの交渉された結果であったことがわかる。

2-3 OECDリストとAPECリストの比較

本節では両リストの特徴を明確にするために、両リストの比較を行なう。

両リストの定義以外の類似点として、定義が同じであることにより、カテゴリーにも類似性があるという点 (WTO [2003a] p.15 para.42) があげられる。

しかし、両リストの代表的な相違点として次の二つを上げることができる。まず一つ目は、HSの取扱いである。OECDリストは、現実の環境関連産業の把握を目的とした分類であった。したがって、客観的に数字を把握しやすいように、環境物品のチャプターが存在しないHS96の6桁分類¹¹⁾を用いて、“環境的”と思われる物品を特定化し、策定されている。ところが、一方のAPECリストでは、上述のとおり環境物品

10) APECリストの109のうち、大半はアメリカ (60/109) とカナダ (45/109) がノミネートしたものである。また、その一方で、APECリストのすべての品目の自由化に賛成しないエコノミーも多く、とくにタイや中国などは、それぞれ84%、95%の対象品目の除外を要請していた (WTO [1999b] p.14)。

11) ただし、2002年に改正されたHS2002では、おもにバーゼル条約とモントリオール議定書などの多国間環境協定 (Multilateral Environmental Agreement: MEA) をもとに、57の環境関連の新設コードが設けられている。また、今後も改定により環境関連のコードが充実してくると予想される。

表1 OECD・APECリストのHSコード比較
単位：数

	総HSコード	処理後
OECDリスト	161	123
APECリスト	109	109(49)
共通コード		36

出所) WTO [1999a], OECD/Eurostat [1999] より作成。

注) APECリストの括弧はexの数を示す。

を、HS 6桁分類を超えてexを用いて位置づけている。

両者のどちらの措置が適切であるかについての判断はなかなか難しい。よりきめ細かく環境物品を捕捉しているという点では、APECリストの方が優れているように思われる。しかし、APECリストでは、改めて基準の国際的統一を行なう作業が必要となる。その点、OECDリストにはその作業を行なう必要はない。

さて、両リストのHS分類についての比較を行なったのが、表1である。一見してわかるように、HS 6桁分類で特定化された総数はOECDリストが161¹²⁾、APECリストが109である。OECDリストの方が、APECリストよりもおよそ50%多い。

さて、両リストのHS分類の比較の中身をみてゆこう。しかしまずその前に、OECDリストには、HS 6桁分類において多くの重複品目があるため、これを排除する。すると、OECDリストは、123になる¹³⁾。やはり、OECDリストの方が、APECリストよりも若干上回る。

OECDリストの数が相対的に多い理由は、OECDリストの方が、環境関連産業を包括的に

12) WTO [2003a] では、OECDリストの品目数を164と記しているが、筆者が入念に調べたところ、品目は161しか存在しない。また先日、OECDに問い合わせたところ、誤りを認めた。

把握する目的から策定されているためであると考えられる。

また、APECリストの数が相対的に少ない理由は、当リストがEVSLの1分野の交渉の結果策定されていたため、他のEVSLで取扱われている品目が対象から除外されてしまっているからである(WTO [2003a] p.13 para.35)。その典型例は、二酸化炭素排出など環境汚染に重大な影響を及ぼす優先9分野の1であった化学分野である。

両リストの中身について比較すると共通コード数は、36であった¹⁴⁾。したがって、両リストの中身の類似性は乏しいといえる。しかしその一方で両者のリストの重複が著しかった分野としてはOECDリストのカテゴリーに則せば、測定モニタリング装置(Measuring and monitoring equipment)また、APECリストのカテゴリーに則せば、モニタリング分析(Monitoring/Analysis)があげられる(17/36)。

二番目の相違点は、カテゴライズされている物品の基準(概念)の範囲である。APECリストは、上述のとおり自由化交渉の結果作成された

ものであるため、各国の関税局によって区別できる措置のみを対象とするという制限があった。したがって、LCAや生産方法工程(Production Processes and methods: PPM)によって定義される物品には対応していない。

しかし、OECDリストでは、環境関連産業として潜在的に含まれるものの把握を目的にしてつくられたため、それらに対応することが可能である(WTO [2003a] p.4 para.5)。よって、OECDリストの方が、広範な概念に対応したものであることが、改めて確認される。

しかし、OECDリストの概念の広さに関しては、以下の批判がある。すなわち、OECDリストは、環境関連産業の概念的範囲を明確化させることを意図したものであるため、自由化交渉に向けた物品の取扱いに関する実践的な問題に対応していないとの批判である。たとえば、他の産業で使用される同等または同一の製品とは環境に及ぼす影響が異なるとして定義された物品についての取り扱いなどである(WTO [2003b] p.2 para.4)。

以上、本節の考察の結果により、APECリストには、重要な分類が含まれていないという決定的な致命点があり、一方のOECDリストには、潜在的に内包される範囲の明確化に努めるあまり、自由化交渉の実践的分類としては実用性に欠ける点があることが確認された。

また、本章を通じてOECDリストとAPECリストを検討した結果から、ひとまず自由化交渉のリスト作りには、実践的問題に配慮がなされている¹⁵⁾APECリストの方が優れており、一方環境物品についての根本的な概念的把握には、OECDリストの方が、有益な材料を提供するものであると評価を与えることができよう¹⁶⁾。

ただし、すぐ上でも記したとおり、APECリストでは、重要な分類が含まれていないという致

13) 注12と同じく、WTO [2003a]では、132となっているが、これも誤りである。またWTO [2003a]では、OECDリストと同様にAPECリストにおいても、HS 6桁分類に基づいて重複品目の排除を行なっている。しかし、APECリストの重複品目はすべてexである。したがって、これらの品目は各国が裁量で設けることができる項目によって細分化される。よって、これらを重複品目として扱うことは必ずしも適切な措置とはいえない。

14) 注12、13と同じく、WTO [2003a]では、共通コード数を54(うちexの共通数13)としているが、正しくはexを含めたとしても49である。また、exを含んだ品目と、単なる品目を同じものとみなすのは、適切な措置とはいえない。exによる品目は、HS 6桁分類における品目よりも、より限定されたものである。よって、通常よりもあえて、より限定的に品目をリストアップしているところに各国の思惑または意図が垣間見られよう。したがって、本稿では、両者を共通品目としてカウントしない。ただし、物品リストをもとに、関税水準や貿易データを分析する場合には、便宜上その限りでもないであろう。

命的な欠点があり、またOECDリストには、実践的分類としてはやや実用性に欠けるといえる、それぞれに問題点があることも確認されている。また、少し視点を変えると、両リストはWTOに比べて加盟国数が、圧倒的に少ないメンバーによる成果物であるといえる。よって、これらの点を総合的に判断すると、やはり、OECD自身も述べているように、両リストはWTOの加盟国にとって交渉のためのたたき台を演じる代物であって、それ自体が交渉のための定義および分類を与えるものではない (WTO [2003a] p.15 para.44) といえよう。

次章では、両リストをたたき台にした主要各国の提案とその性格についてみてゆこう。

3. WTOの交渉の現状

本章では、まず現時点までの環境物品の自由化交渉に関するおもな加盟国の提案状況を考察した後、それにもとづいて現時点までの交渉の性格と問題点について考察する。

3-1 各国の提案状況

まず各国が、環境物品の自由化交渉に関して提出した文章の中身について考察する前に、以下の点を指摘しておかなければならない。それ

15) ただし、当然のことながらAPECリストにも残された課題は多い。すでに本稿で取りあげたHS分類の問題以外にも、物品の判断基準をエンドユースで判断するか、否かという問題や、これに若干関連するが、環境に資する使用 (environmental use) と環境に資さない使用 (non-environmental use) という二つの環境に与える影響が異なる使用方法を持つ物品をどのように判断するかというデュアルユース (dual use) 問題などがあげられる。ただし、2003年5月にバンコクで開かれたハイレベルAPEC貿易環境ワークショップでは、APECでは、環境物品の交渉は、エンドユースの分類だけをカバーすることで合意している (WTO [2003c] p.2 para.4)。

16) 同様の趣旨の議論は、シンガポールも行なっている (WTO [2002b] p.3 para.16)。

は、現時点までで提出された文章のなかで環境物品をメインの内容に据えた文章が稀有であるという点である。提出された文章の大半は、NAMAで交渉されている他の内容に割かれ、環境物品についての言及はわずかである。これは、各国の関心が相対的に環境物品に向けられていないことを反映していると思われる。その理由は、環境物品の自由化交渉が、良くも悪くも現時点までで十分に進展していないためであると考えられる。交渉の進展が芳しくないテーマよりも、現時点での交渉状況が重大な影響力をもつテーマに各国の関心が向かうのは自然なことである。

以上を指摘したうえで、各国が環境物品に関して提出した文章から、注目に値する点として次の二つをあげることができる (各国の提案状況に関しては、表2参照)。

まず、第一点は、環境物品の自由化交渉に関してコンセンサスを得つつある各国文章の大半にみられる共通点である。それは、①環境物品の基準としてPPM基準に反対ないし慎重である、②同じく環境物品の基準としてエンドユース (end-use) に賛成、③ (とくに文章を提出している途上国にみられるが) 途上国の利益の考慮の必要性を訴えている点である。

まず①のPPM基準からみてゆこう。前章でも若干触れたとおり、各国は軒並みPPMを基準として用いることに反対ないし慎重である¹⁷⁾。そもそも、PPMとは、「一般的に産品が生産されるその工程と方法、さらに天然資源などが抽出されたり、動植物の飼育、屠殺する方法など」をさす (OECD [1997] p.7)。一般に環境に配慮するのであれば、環境負荷の大きな産品の使用や消費を抑え、負荷の小さい産品に切り替える、または、環境に負荷の少ない生産方法を用いることは、意義深い。よって、PPMの差異を考慮

し、生産工程における環境負荷の差異で産品を差別化することは合理的である。しかし、PPMを理由に産品を差別化することは、GATT違反であるという考え方は、一連の紛争処理で支持されている¹⁸⁾。その理由は、生産方法の違いは、産品の費用を決定するもっとも基本的な条件であるため、これを基準に産品の差別化をすると、あらゆる種類の産品の差別化が可能になる。そしてそれは同時にあらゆる種類の産品に対して保護主的な要請を生み出す根拠を与えることになると考えられるからである(天野 [2003] p. 99)。現状のWTOのルールでは、PPMにもとづく物品の差別化は、非常に困難であるといえよう¹⁹⁾。

続いて、②についてみてゆこう。多くの国々は、エンドユースの基準を賛成または推奨している²⁰⁾。エンドユースの基準とは、物品を最終用途目的によって判断しようというものである。

たとえば、あるパイプを下水道で使用するという最終目的から判断して、このパイプを環境物品と定める、などである。

しかし、この基準には運用上の課題がある。それは上であげた下水道で使用するパイプを例にとれば、下水道で使用するパイプは、必ずしも下水道だけでしか使用できないとは限らないからである。たとえば、このパイプは、生活用水を提供する河川に汚水を垂れ流すことにも使用する可能である。

したがって、エンドユースの基準では、環境に資する目的で使用するという名目で、他の使用目的の物品も環境物品として混在させてしまう懸念がある。

しかし、エンドユースの基準は、LCAなどと異なり物品を特定しやすく、上記の問題点があるものの運用に向いているという利点がある。したがって、各国はこの基準に賛成している。

最後に③についてみてゆこう。多くの途上国は、異口同音にこの旨を主張している²¹⁾。周知のとおり、DDAでは、1999年の第3回シアトル閣

17) カナダ (WTO [2002c] p.2 para.13), シンガポール (WTO [2002b] pp.3-4 para.7), 韓国 (WTO [2003d] p.3 para.14), ガーナ・ケニア・ナイジェリア・タンザニア・ウガンダ・ザンビア・ジンバブエ (WTO [2003e] p.4 para.15), チリ (WTO [2002d] p.3 para.17), アメリカ (WTO [2003b] p.3 para.7), 中国 (WTO [2004a] p.1 para.3) インド (WTO [2002e] p.4 para.9) など。ただし、欧州共同体 (European Communities: EC) は材料や生産のあり方 (sustainable material and production characteristics) を環境物品の基準として考慮する議論を受け入れると述べている (WTO [2002f] p.2 para.6)。また、スイスのようにPPMをめぐる問題点については配慮しながらも、各国の特別の提案についての議論は、開放的であるべきであるとの意見もある (WTO [2002g] p.3 para.14)。

18) しかし、ここで許可されていないのは、PPM全体ではなく、産品非関連PPM (non-product-related PPM) のみであることに注意が必要である。産品関連PPM (product-related PPM) は、貿易の技術的障壁に関する (Technical Barriers to Trade Agreement: TBT) 協定によって正当化される。産品関連PPMとは、「産品が消費または使用された場合、産品それ自体が環境への負荷や汚染などの影響を及ぼす、産品の性格を規定するPPM」をさす (OECD [1997] p.7)。一方の産品非関連PPMとは、「産品のそれ自体の特性に関係せず、生産の段階で環境にマイナスの影響を及ぼすようなPPM」をさす (OECD [1997] p.7)。

19) 「同種の産品」に関しては、①産品の物理的特性、②産品の用途、③代替可能とみなす消費者の認識などの基準に照らしてケース・バイケースで判断するというやり方が、GATT・WTOの小委員会報告や上級委員会報告においては踏襲されている。この方式によると、たとえ産品が同一であっても、PPMの環境負荷の程度によって消費者の選好が異なる場合、国内産品と輸入産品を差別しない限り、PPMの相違によって特定化した産品の輸入や国内販売を規制することは、内国民待遇に違反しないと解する余地がある (中川 [2003] p.180)。もっとも、PPMに基づいて環境負荷の有無をどのように確認し、認定するかという制度運用上の課題は残る (道上・国松 [1998] p.31)。

20) カナダ (WTO [2002c] p.2 para.13), 韓国 (WTO [2003d] p.3 para.14) など。

21) インド (WTO [2003f] pp.2-3 para.4), ガーナ・ケニア・ナイジェリア・タンザニア・ウガンダ・ザンビア・ジンバブエ (WTO [2003e] p.4 para.16), 中国 (WTO [2004a]), ボリビア (WTO [2003g] p.2 para.9) など。また、タイの環境物品を他のNAMAにおける交渉項目と同じように扱うべきである (WTO [2003h] p.3 para.15) という主張も、途上国のこの主張と同義であろう。

表2：各国の提案状況

	PPM	エンドユース	途上国の利益	物品リスト
米 国	○			
E U	△			
日 本				○
カナダ	○	○		
シンガポール	○			
韓 国	○	○		
中 国	○		○	
チ リ	○			
タ イ			○	
インド	○		○	
ボリビア			○	
ガーナなど	○		○	
カタール				○
台 湾				○

出所) WTO [2002b], 同 [2002c], 同 [2002d], 同 [2002e], 同 [2002f], 同 [2002i], 同 [2003b], 同 [2003d], 同 [2003e], 同 [2003g], 同 [2003j], 同 [2004a], 同 [2004c] より作成

注) ○は各国がその項目を提案したことを意味する。

△は各国がその項目と反する内容を提案したことを意味する。ガーナなどは、ガーナ・ナイジェリア・タンザニア・ウガンダ・ザンビア・ジンバブエの国々をさす。

僚会議において、グローバリゼーションに反対する途上国や非政府組織 (Non-Governmental Organization : NGO) の猛反発を受け、新ラウンドの立ち上げに失敗したその反省から、新ラウンドの正式名称をこれまでの先進国主導を連想される「ラウンド」という表現を避け、DDA としたことからわかるように、途上国への配慮が全面的打ち出されている。事実、DMDのパラ16では、NAMAではとくに途上国の輸出関心産品のなかで、関税および非関税障壁の削減がうたわれており、また交渉面では、途上国と後発開発途上国 (least-developed country : LDC) への特別かつ異なる待遇 (special and differential treatment for developing countries : S&D) を十分に考慮すると述べられてい

る。当然、この原則は、NAMAの交渉項目すべてに適用されなければならない、したがって、NAMAにおいて交渉される環境物品の自由化交渉においても適用されなければならない (WTO [2003e] p.4 para.16)、というのが途上国の主張である²²⁾。

また事実、途上国のこの主張を裏付けるような研究結果が報告されている。現状の環境物品のリストでは、OECDリストに基づいたOECD [2001] の分析によると、環境関連産業の市場規模のおよそ90%は先進国が占める (p.12)。さ

22) また、WTO [2004b] でも、OECDリストとAPECリストは、一部の加盟国の利益に傾斜しており、したがって「WTOリスト」は、途上国の利益を十分に考慮しながら、途上国の輸出関心産品を含むように作成されなければならないと述べられている (p.34)。

らに、UNCTAD [2003]によると、EGSの自由化から生じる直接的な貿易の利益であるEGS市場へのアクセスは、発展著しいWTO加盟国に帰属するとされる (p.16 para.73)²³⁾。

また、③に関連して、米国が提案したモダリティーと中国が提案した環境物品のリスト作成方法についても触れておかなければならない。米国は、EVSLでの教訓をもとに包括的なアプローチとして、コアリスト (core list) と補完リスト (complementary list) の二段階合意方式を提案した。コアリストとは、加盟国が環境物品であると合意に達した物品で構成されたものである。補完リストとは、環境物品として合意には達せずコアリストにはもれたものの、環境保護や汚染防止などに資するとの「高程度の承認」をえた補足的な物品がノミネートされたリストである (WTO [2003i] p.1 para.3)。コアリストに関しては、加盟国はリストアップされた物品すべての関税および非関税障壁の削減撤廃をしなければならない。一方、補完リストでは、トータルの物品のうち一定の割合 (x%) を自由化しなければならないという条件のもと、各国は自由化する物品を自由に選ぶことができる。また、途上国への配慮として、途上国は、先進国に適用されるx%よりもより少ない割合の製品に関する関税削減でよいとしている²⁴⁾。

一方、このような米国の提案に対して、中国は、既述のUNCTAD [2003] の研究を引用しな

がら、現時点までの環境物品のリストは、先進国にそのほとんどの利益が傾くことに懸念を示し、パラ31での審議の思考材料の提出を目的としながらも、S&Dの原則を前面に出した案を提案している。

中国の提案は、共通リスト (common list) と開発リスト (development list) で構成され、米国と同じ二段階方式である。共通リストとは、環境物品としてコンセンサスをえた物品リストである。加盟国は当該物品の関税および非関税障壁の削減または撤廃にコミットメントしなければならない。ここまでは、米国が提案したコアリストと同様である。しかし、このリストでは、先進国と途上国の利益を反映したものにすべきであり、さらにそのプライオリティーは、環境物品に関する輸出のキャパシティビルディングを高め、途上国とLDCの輸出関心産品に与えられる (WTO [2004a] p.2 para.5)。一方、開発リストとは、共通リストから生まれたS&Dの取扱いのためのリストである。これは、途上国の経済発展の必要性を考慮し、相互主義の軽減の観点から、共通リストから免除または削減水準の低下を意図して、途上国とLDCによって選ばれた物品で構成される (WTO [2004a] p.2 para.6)。この一見すると、南北対立のように見受けられる構造をどのように判断するかは、次節に譲ろう。

さて各国の提案に戻って、第二点は、物品リストの合意のための具体的な材料となる各国が提出した独自のリスト案である。現時点までではあまり提出されておらず、カタールがエネル

23) したがってUNCTADでは、以上のように現時点までの環境物品リストでは先進国と途上国間の輸出利益のバランスを図ることが困難であるとして、途上国が潜在的に比較優位を有すると思われるEPPを特定化する基準を、環境物品の基準に含めるべきであると述べている (UNCTAD [2003] p.11 para.40)。また、インドも環境にやさしい産品 (environment friendly products) を環境物品の範囲に含めるべきである (WTO [2002e] p.4 para.9) と提案している。

24) ただし、米国のこの提案に関しては、さまざまな角度から疑問が投げ掛けられている。たとえば、コアリストと補完リストの関係、コアリストのコンセンサス達成の手順、補完リストの「高程度の承認」 (high degree of acknowledgement) というタームについての解釈などである (詳しくはWTO [2004c] p.2参照)。

ギー部門についてのみのリストを、日本が166項目に亘る網羅的なリストを、そして非公式ながら台湾が準備リスト (preliminary list) (WTO [2004c] p.3 para.14) を提出したのみである²⁵⁾。

さて、最初にカタールの提案からみてゆこう²⁶⁾。まず率直な疑問として浮かぶのは、なぜカタールのリストはエネルギー部門のみのリストなのであるかという点である。それへの解答には、まずカタールが望むEGSの自由化の利益について触れなければならない。カタールは、EGSの自由化の結果、グローバルなエネルギー市場において、効率的で炭素および汚染物質の低排出燃料と技術を、容易にかつ安価に利用できるような結果が導かれることに期待している (WTO [2003j] p.3 para.19)。カタールが、このような利益を望む理由は、カタールの経済と福祉がグローバルなエネルギー貿易に依存しているためである (WTO [2002h] p.1 para.3)。つまり、カタールの提案の根底には、必ずしも貿易と環境の相互支持性を高める観点から、またはその点を優先して、環境に資するエネルギーおよび技術の自由化の必要性をうたっているのではない。むしろ、先進国にエネルギーの輸入が集中するような経済政策が採用されている現状 (WTO [2003j] p.3 para.15) を問題視し、自国の経済的利益のために、エネルギー

部門の自由化による安価なエネルギー資源と多様な輸入チャンネルの確保を目的としたものである。

ただし、カタールのこのような提案を環境物品の自由化交渉の目的から鑑みて、不正なものとして判断するのは、早計であるといわざるをえない。なぜなら、エネルギーが途上国にとって輸入しづらい現状があり、①途上国におけるエネルギー問題という、成長の足かせを緩めることで、途上国の成長が促進されるのであれば、とくにLDCでみられるような貧困に由来する環境問題は緩和されると予想される。また、カタールの指摘にあるように、事実、②炭素および汚染物質を低排出のエネルギーの自由化は、各国の当該物品へのアクセスを容易に、従来の炭素及び汚染物質の排出が芳しくないエネルギーとの代替を促す効果があろう。①・②の効果は、環境に資するものであることに違いない。

続いて日本のリストについてみてゆこう。日本は、交渉のたたき台として、OECDの研究成果をもとにリストを作成している (WTO [2002i] p.8)²⁷⁾。日本リストの特徴としては、まずOECD・APECリストの双方にない新たなおよそ20品目以上が追加されている点があげられよう (OECD [2004] p.5 para.2)。また、APECリストと同様、HS 6桁分類を超えてexを用いて品目が位置づけられている。さらに、加盟国の要望によって、このリストを用いた各国の環境物品の輸出入のデータ分析が行なわれている (WTO [2002j])²⁸⁾。

さて、この日本リストに対しては、名指しこそしていないもののチリが批判を行なってい

25) また、リストに関しては、アメリカが、APECリストに基づいて「WTOリスト」をつくるべきであると提案している (WTO [2003b])。米国は、OECDリストよりもAPECリストの方が優れていると述べる。その根拠は、本稿でも確認したように、OECDリストが環境関連産業の把握を意図して作成されたために、大雑把な分類であるのに対して、APECリストは、自由化交渉の結果合意されたものであるため、実践的であるというものである (WTO [2003b] p.2 para.4-5)。しかし、やはり本稿で確認したとおり、APECリストにも大きな問題点があり、米国が主張するほどにAPECリストがOECDリストよりも優れているとは考えにくい。

26) 具体的なリストの内容については、WTO [2003j] pp.4-6を参照。

27) 具体的なリストの内容については、WTO [2002i] pp.9-16を参照。また日本語訳版は、経済産業省のホームページ http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_db/data/ma_nonag_pro0211j_list.pdf (2004.10.7確認) を参照。

る。その内容は、日本リストには、“標準的”な自動洗浄機 (HS8450) と、合成洗剤や水の使用が“経済的”な自動洗浄機 (HS8450ex) との間に区別が設けられているが、チリを含めた多くの WTO 加盟国ではそのような区別はない (WTO [2002d] p.4 para.18。) というものである。このような物品リストに関しての各国の見解の相違をどのように判断するかは、次節に譲る。

3-2 交渉の特徴と問題点

本節では、前節でみた各国の提案状況を材料に、現時点までの環境物品の自由化交渉の取組みの特徴と問題点について考察する。

取組みの特徴の第一点は、各国の提案が貿易と環境の相互支持性を高める観点からなされているというよりも、自国の経済的利益を優先した提案であるという点である。

カタールがエネルギー部門に関してのみの物品リストを提出し、インドが自国にとって競争優位部門の自由化²⁹⁾を主張しているのは、まさにその典型である。しかし、やはりすでに述べたとおり、とくに途上国やLDCの経済成長を刺激するような物品の自由化は、途上国の成長の実現を経て、貧困に由来する環境問題の緩和を導く経路があることには留意が必要である。

またこの傾向は、一国レベルでの国同士の提案と同様に、環境物品のリスト合意方法に関し

ての米国と中国の提案のように、先進国対途上国という南北対立の構図のなかでも形をかえてみることができる。事実、本稿で確認したとおり、中国を筆頭としたガーナやタイなどの途上国の主張には、自由化の利益が先進国に集中し、そうである現状に対して明確な懸念が示されており、途上国の利益の確保の必要性がうたわれていた。

ただし、環境物品の自由化交渉を従来までの南北問題と位置づけて解するには、慎重でなければならない。なぜならこの南北問題の構図は旧来型のそれと必ずしも同じ構造をしているとは言い難いからである。戦後の南北問題の歩みを要約すると、それは、発展途上国の世界経済構造・秩序における「特別の不利な地位」と、「特別待遇」をいかに先進国に認めさせるか、をめぐる南北の戦いであったといえよう (吾郷 [2003]p.31)。しかし近年では、一般的に途上国内部における異質性は高まり、ブロックとしての結集力が決定的に弱体化している (吾郷 [2003]p.34)。そして本稿でも確認したとおり、カタールやインドが独自の関心を環境物品の交渉に向けていたことから理解されるように各国は独自の経済的利益確保のための一手段として途上国一般という括りを利用しているに過ぎない。したがって、途上国内部で環境物品の交渉に対して確固とした結束があるわけではない

28) しかし、日本リストでは、すでに述べたとおりHSのexが用いられている。このペーパーでは、貿易データを便宜上、HS 6桁分類を用いて①ex以外のHSコードだけと、②exを含めた分類の二つの基準で試算している。このデータ分析の結果は、予想されたとおりexを考慮するかしないかで、一部の加盟国の環境物品の貿易収支に著しい変動が見られるという難点がある。たとえば、米国は①HS 6桁分類では4232957米ドルの貿易黒字を計上しているが、②exを含んだ分類では、-14071414米ドルという膨大な貿易赤字を計上している。また、当然ながら②に関しては、貿易データの値が、過大評価されている。

29) すでに述べたようにインドだけが、EPPを環境物品の範囲に含めるべきであると提案していた。このインドの提案の意味を解するには、Chaytor [2002]の指摘が有用である。すなわち、Chaytor [2002]は、アメリカとEUの双方が、OECD/Eurostatの環境サービスの分類は、現状の産業構造を反映しておらず、範囲が狭すぎると主張した (それぞれWTO [2000] p.2 para.6, WTO [1999c] p.2) 点に関して、両国における当該部門の比較優位を考慮すると、同部門のより広範な分類は両国に特別の利益をもたらすと指摘している (p.291)。つまり、各国は、自国が比較優位をもち輸利益が見込まれる分野に関しては、より一層の自由化を主張する傾向があるのである。

と考えられるからである。つまり、途上国内部においても利害関係はきわめて複雑化し、錯綜していると判断される。今後、各途上国の関心が環境物品の自由化交渉により一層向けられていけば、その傾向は鮮明になると思われる。

そして、途上国の利害関係の錯綜に関連して、第二点の特徴として、環境物品に関する意思統一の困難性を読み取ることができる。事実、チリは日本のリストに対して、われわれはそのような環境基準は持ち合わせていないと指摘していた。本稿の「はじめに」でも述べたとおり、そもそも環境問題とは、一義的に定まるような問題ではない。たとえその問題が、国境を越えた越境的環境問題や地球環境問題であろうとも、必ず「主体」である各国の経済水準、文化、歴史的経緯を踏まえて形成される社会的合意に基づいた独自の環境問題意識を反映せずにはいられないのである³⁰⁾。

環境物品の自由化交渉においては、日本のリストに対するチリの批判にあったように、何を環境に資するとするかという基準や、環境により良いとされる判定基準が、環境問題における各国の社会的合意を反映するものになっている。これが各国の環境物品に対する意志統一の困難性の原因である。

また、環境物品の自由化交渉における各国独自の経済的利益を体現しようとする姿勢は、各国独自の環境問題に対する認識の相違に根差すものであるともいえる。

したがって、このような各国のばらばらの環境物品への関心を出来る限り揃える意味でも、環境物品の概念的な統一をもたらす環境物品の

定義付けの作業は、非常に大切であることが理解できる。

しかし、そもそもこのような非常に重要かつ困難な作業を、たとえばMEAsとWTOルールの整理問題などに関して1995年の開設以来いっそうに画期的成果を出すことができていないCTEが担えるのかどうかについて、根本的な疑問は拭い去れない³¹⁾。

さて、本節で考察した結果、現状における環境物品の自由化交渉は、当初の目的である貿易と環境の両立というwin-winの結果を導くような観点からの取組みというよりは、むしろ各国独自の経済的利益の体現が優先される構図にあり、また環境物品に関しての意思統一の困難さから、良くも悪くも交渉が進展しておらず、また今後もその統一を図ることは容易ではないとの結論をえた。そして、この結論から、本稿でも確認したとおり現状においては、リスト作成方法について提案がなされていることもあり、各国の関心は環境物品の定義よりもリスト作りにむけられている(WTO [2004d] p.8 para.48)が、各国の環境物品に対する認識の足並みを揃える定義付けの作業が非常に重要であることが解された。

おわりに

本稿で検討した結果、必ずしも現状の各国の

30) たとえば、OECDリストとAPECリストの中身の相違を指摘し、「(環境物品の)リストの中身には、各国が真に“環境的”と考える物品に関する見解の相違が反映されている」(WTO [2003a] p.14 para.39)などの指摘がある。

31) 2004年6月30日から7月1日にかけて行なわれたCTESSのミーティングでは、世界税関機構(World Customs Organization: WCO)・UNCTAD・OECDに対して、次回のミーティングにおいて環境物品の定義について研究する委員会に、事前に環境物品についての説明を行なうように依頼している(WTO [2004e] p.3 para.15)。これは大いに評価すべき点である。環境物品についての研究蓄積が少ないCTEが、他の団体機関と共同し、研究の成果を存分に吸収して、望ましい定義を作成することを期待する。

主張は、貿易と環境の相互支持性を高める観点からの提案ではなく、各国の独自の経済的利益を反映した提案になっていた。しかし、この事実を捕まえて、環境物品の自由化交渉は失敗であるとか、問題視されるべきであると判断してしまうのは、早計であることも併せて述べた。

さて、環境物品の自由化交渉の結果をwin-winにするためには、WTOにおける一層の実りある交渉の進展に期待しつつも、まず何よりもこの分野における研究の一層の充実が望まれる。まずは、望ましい環境物品の定義およびリストについての研究である。また、本文では現状の環境物品の自由化交渉を従来までの南北問題と同質の構図で解するには慎重でなければならないとの結論をえたが、取組みの構図が今後どのような様相を呈するかに関してはこれからの交渉の推移を慎重に見守る必要がある。さらに、本稿では取り上げなかったが、EGSの片輪であるCTSSSにおいて交渉されている環境サービスの自由化交渉についての研究も行なわなければならない。そして最後に、EGSの現実動向を把握するデータ分析も必要となろう³²⁾。本稿の結論は暫定的なものでしかなく、以上の点を今後の課題としておく。

参 考 文 献

Araya, M. [2003], "WTO Negotiations on environmental goods and services: maximising opportunities?", (<http://www.ong-omcmexico.org.mx/>)

32) OECD[2001]では、OECDリストに基づいて主要国の関税水準について分析がなされている。また朝倉[2004]ではOECDリストに基づいて日本・米国・EUの関税水準を検討している。貿易動向に関しては、本稿でもとりあげたように、WTO [2002j]では、日本リストに基づいて分析がなされている(詳しくは、本稿の注28参照)、またWTO [1999a]では、APECリストに基づき、APECエコノミーの輸入額について分析がなされている。そして、Hamwey他 [2003]では、おもに途上国に焦点をあて、OECD/APECの両リストを用いて貿易動向が分析されている。

WebPage/web/doctos/GETS4.pdf).

Chaytor, B. [2002], "Negotiating Further Liberalization of Environmental Goods and Services: An Exploration of the terms of Art", *Review of European Community & International Environmental law* Vol.II Issue 3.

Chaytor, B. [2003], "A Primer on Environmental Goods and Services: Definitional Challenges to the Negotiation of Further Liberalisation, Study commissioned by Royal Society for the Protection of Birds," (<http://www.field.org.uk/PDF/RSPB.pdf>)

Hamwey, R., Hoffmann, U., Vikhlyaev, A. and Vossenaar, R. [2003], "Liberalization of International Trade in Environmental Goods and Services: UNCTAD Sub-Regional Brainstorming Workshop on the Trade and Environment Issues Contained in Paragraphs 31 and 32 of the WTO Doha Ministerial Declaration, Background Paper", Geneva.

OECD [1992] *The OECD Environment Industry: Situation, Prospects and Government Policy*, Paris

OECD [1996], "Interim Definition and Classification of the Environment Industry", OCDE/GD(96)117, Paris.

OECD [1997], "Processes and Production Methods: Conceptual framework and Considerations on USE of PPM - Based Trade Measures", OCDE/GD(97) 137, Paris.

OECD [1999], "Future Liberalisation of Trade in Environmental Goods and Services: Ensuring Environmental Protection as well as Economic Benefits", COM/TD/ENV(98)37FINAL, Paris.

OECD [2000], "Environmental Services: The "win-win" Role of Trade liberalization in Promoting Environmental Protection and Economic Development", COM/TD/ENV(99)93/FINAL, Paris.

OECD [2001], *Environmental Goods and Services: The Benefit of Further Global Trade Liberalization*, Paris.

OECD [2004], "Liberalizing Trade in "Environmental Goods": Some Practical Considerations", COM/ENV/TD(2003)34/FINAL, Paris.

OECD/Eurostat [1999], *The Environmental Goods and Services Industry: Manual on Data Collection*

- and Analysis*, Paris.
- UNCTAD [1995], “Environmentally Preferable Products(EPPs) as a Trade Opportunity for Developing Countries, Report by the UNCTAD Secretariat”, UNCTAD/COM/70, Geneva.
- UNCTAD [2003], “Environmental Goods and Services in Trade and Sustainable Development”, TD/B/COM.1/EM.21/2, Geneva.
- UNCTAD [2004], *Trade and Environment Review 2003*, Geneva.
- WTO [1999a], “Preparations for the 1999 Ministerial Conference, APEC’s “Accelerated Tariff Liberalization” (ATL) Initiative. Communication from New Zealand. Accelerated Tariff Liberalization Initiative: An Outline of the Proposals Developed in the Eight ATL Product Areas”, WT/GC/W/138/Add.1, Geneva.
- WTO [1999b], “Preparations for the 1999 Ministerial Conference, APEC’s “Accelerated tariff Liberalization” (ATL) Initiative Communication from New Zealand”, WT/GC/W/138, Geneva.
- WTO [1999c], “Communication from the European Communities and their Member states, classification Issues in the Environmental sector”, S/CSC/W/25, Geneva.
- WTO [2000], “Communication from the United States, Environmental Services”, S/CSS/W/25, Geneva.
- WTO [2002a], “List of Environmental Goods. Note by the Secretariat”, TN/MA/S/6, Geneva.
- WTO [2002b], “Communication from Singapore”, TN/MA/W/8, Geneva.
- WTO [2002c], “Communication from Canada”, TN/MA/W/9, Geneva.
- WTO [2002d], “The Views of Chile”, TN/MA/W/17, Geneva.
- WTO [2002e], “Submission by India”, TN/MA/W/10, Geneva.
- WTO [2002f], “Communication from the European Communities”, TN/MA/W/1, Geneva.
- WTO [2002g], “Communication from Switzerland”, TN/MA/W/16, Geneva.
- WTO [2002h], “Environmental Goods. Submission by the State of Qatar, Paragraph 31(iii)”, TN/TE/W/14, Geneva.
- WTO [2002i], “Communication from Japan”, TN/MA/W/15, TN/TE/W/17, Geneva.
- WTO [2002j], “Trade in Environmental Goods. Note by the Secretariat”, TN/MA/S/8, Geneva.
- WTO [2003a], “OECD Joint Working Party on Trade and Environment: Environmental Goods: A Comparison of the APEC and OECD lists. Note by the OECD Secretariat”, WT/CTE/W/228, TN/TE/W/33, Geneva.
- WTO [2003b], “Liberalizing Environmental Goods in the WTO: Approaching the Definition Issue. Submission by the United States, Paragraph 31(iii)”, TN/MA/W/18/Add.4, TN/TE/W/34, Geneva.
- WTO [2003c], “APEC Trade and Environment Workshop, 19-20 May 2003, Bangkok. Submission by Australia”, TN/TE/W/37, Geneva.
- WTO [2003d], “Contribution Paper from Korea, Addendum”, TN/MA/W/6/Add.1, Geneva.
- WTO [2003e], “Communication from Ghana, Kenya, Nigeria, Tanzania, Uganda, Zambia and Zimbabwe”, TN/MA/W/27, Geneva.
- WTO [2003f], “Communication from India, Addendum”, TN/MA/W/10/Add.1, Geneva.
- WTO [2003g], “Communication from Bolivia”, TN/MA/W/28, Geneva.
- WTO [2003h], “Communication from Thailand”, TN/MA/W/26, Geneva.
- WTO [2003i], “U.S. Contribution on an Environmental Goods Modality, Addendum”, TN/MA/W/18/Add.5, TN/TE/W/38, Geneva.
- WTO [2003j], “Negotiations on Environmental Goods, Efficient, Lower-Carbon and Pollutant-Emitting Fuels and Technologies. Submission by the State of Qatar, Paragraph 31 (iii), TN/TE/W/19, TN/MA/W/24, Geneva.
- WTO [2004a], “Statement by China on Environmental Goods At the Committee on Trade and Environment Special Session (CTESS) Meeting of 22 June 2004, Paragraph 31 (iii)”, TN/TE/W/42, Geneva.
- WTO [2004b], “Trade and Environment at WTO”, (http://www.wto.org/english/trade_op/envir_e/envir_backgrnd_e/trade_env_e.pdf).
- WTO [2004c], “Report by the Chairperson of the Special Session of the Committee on Trade and Environment to the Trade Negotiations Commit-

- tee”, TN/TE/8, Geneva.
- WTO [2004d], “Report of the Expert Meeting on Definitions and Dimensions of Environmental Goods and Services in trade and Development”, TN/TE/INF/6, Geneva.
- WTO [2004e], “Report by the Chairperson of the Special Session of the Committee on Trade and Environment to the Trade Negotiations Committee, Trade and Environment Negotiations: State of Play”, TN/TE/9, Geneva.
- 吾郷健二 [2003] 『グローバリゼーションと発展途上国』
コモンズ
- 天野明弘 [2003] 『環境経済研究』有斐閣
- 朝倉弘教 [2004] 「環境と関税行政を考える—環境にやさしい物品の関税撤廃を急げ—」日本関税協会編『貿易と関税』第52巻第1号
- 岩田伸人 [2000] 「WTO次期交渉における農業と環境の問題・下」日本関税協会編『貿易と関税』第48巻第1号
- 小寺彰 [2003] 「WTO体制における「非貿易的関心事項」の位置—その鳥瞰図」小寺彰編 [2003] 『転換期のWTO』東洋経済新報社
- 道上尚史・国松麻季 [1998] 「WTOにおける貿易自由化と『非貿易』事項の関係—サービス, 環境, 文化を素材に・中」『貿易と関税』第46巻第33号
- 中村淳司 [2003] 「WTO体制における貿易自由化と環境保護の調整」小寺彰編『転換期のWTO』東洋経済新報社
- 岡本次郎編 [2001] 『APEC早期自由化協議の政治過程』アジア経済研究所
- 渡辺光 [1977] 『環境論の展開』環境情報科学センター